平成３０年（フ）第２３４２号
大阪府吹田市竹見台２丁目１番Ｃ４―202号
債務者　三宅　一弘
1　決定年月日時　平成30年６月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　栗本　知子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月13日午後２時
5　免責意見申述期間　平成30年８月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第３３号
鹿児島県出水市本町９番34号
債務者　井上　和大
1　決定年月日時　平成30年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　細谷　文規
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月７日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年８月31日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成３０年（フ）第９５５号
札幌市東区北32条東16丁目２番10―703号
債務者　井上　正浩
1　決定年月日時　平成30年６月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　緒方　拓郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月10日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成30年９月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第１８０号
静岡市葵区平和１丁目12番３号
債務者　浦田　和也
1　決定年月日時　平成30年６月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坪川　武史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月４日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成30年９月３日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第７６３号
埼玉県蕨市北町５丁目６番４号　ルイシャトレ蕨プロッシモ102号
債務者　平野　武司
1　決定年月日時　平成30年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　桑原　勇太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月18日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成30年９月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第６５号
宮崎県都城市若葉町60号９番地
債務者　田中　義雄
1　決定年月日時　平成30年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小久保　光
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月５日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成30年９月４日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成３０年（フ）第８３０号
札幌市東区北39条東１丁目３番13―601号
債務者　嶋田　浩司
1　決定年月日時　平成30年６月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　尾田　智洋
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月12日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成30年９月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第２１６号
鹿児島県鹿児島市中山町2317番地１　ソレイユ・ルヴァンⅠ　102号
債務者　清水　知之
1　決定年月日時　平成30年６月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森　雅美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月12日午前10時５分
5　免責意見申述期間　平成30年９月５日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成３０年（フ）第８５号
長野県松本市野溝西２丁目８番11号　フレグランスフォーエバーＤ棟201号、前住所長野県松本市高宮東１番33―1003号　サーパス高宮
債務者　杉元　和也
1　決定年月日時　平成30年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　太田　康朗
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月18日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年９月11日まで
長野地方裁判所松本支部

平成３０年（フ）第３０４号
静岡市葵区東鷹匠町９番21号　望月ハイツ202号
債務者　横山　智之
1　決定年月日時　平成30年６月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山下　善弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月12日午後２時
5　免責意見申述期間　平成30年９月11日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第５１８号
名古屋市天白区平針４丁目305番地　名古屋記念病院、住民票上の住所名古屋市天白区池見１丁目144番地　フローラル八事202号
債務者　茶谷　昭二
1　決定年月日時　平成30年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平田　浩一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月25日午後２時
5　免責意見申述期間　平成30年９月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第９１２号
名古屋市天白区島田５丁目501番地の４　ハイネス津久紫701、従前の住所愛知県あま市本郷取替76番地　サンツインズ桑山４Ｃ号
債務者　丸山　恵美（旧姓東谷）
1　決定年月日時　平成30年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　與吾　純平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月26日午前10時50分
5　免責意見申述期間　平成30年９月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第４８０号
京都府宇治市小倉町奥畑45番地の５
債務者　栗田　裕司
1　決定年月日時　平成30年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高橋　映次
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月26日午後３時
5　免責意見申述期間　平成30年９月12日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第２７４号
京都府宇治市宇治弐番51番地　サン・グリーン・ハウス310号室、申立時の住所京都府宇治市小倉町奥畑38番地の10
債務者　辻　　弘次
1　決定年月日時　平成30年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中　　隆志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年10月３日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成30年９月19日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第５１８号
堺市東区北野田28番地２　リバーサイドビル北野田302号
債務者　久保　暢大
1　決定年月日時　平成30年６月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　内藤　早苗
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年10月４日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成30年９月20日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第９１９号
横浜市青葉区あかね台１丁目34番地13
債務者　菅沼　正志
1　決定年月日時　平成30年６月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡辺　　衛
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月26日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成30年９月25日まで
横浜地方裁判所第３民事部